

一般社団法人長野県建設業協会長 様
長野県建設産業団体連合会長 様

長野県建設部建設政策課
建設業審査幹

建設業法施行規則の改正に伴う長野県における建設業許可申請等に係る納税
証明書の取扱いについて（依頼）

平素より、長野県の建設行政にご協力をいただき誠にありがとうございます。

長野県では下記のとおり、令和8年4月から建設業許可申請等に係る納税証明書の取扱い
が変更になりますので、ご理解をいただきますとともに、別添チラシ及び同意書を会員の皆
様へ配付いただき、周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 概要

建設業法(昭和24年法律第100号)第6条第1項第6号及び建設業法施行規則(昭和24
年建設省令第14号)第4条第1項第15号の規定により、「建設業許可の申請」及び「認
可の申請」並びに「毎事業年度終了後の届出」において、事業税の納税証明書の提出が求
められているところ、令和7年4月1日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省令
(令和7年国土交通省令第38号)が施行されたことにより、許可行政庁の建設業担当部
局と納税部局との間で、納税情報を共有・確認できる体制が構築されており、かつ許可申
請者等の納税情報を当該許可行政庁内部で使用することについての許可申請者等の同意
がある場合は、納税証明書の提出を省略できることとされた。

これに伴い、長野県においても建設業許可申請等に係る納税証明書の提出について、許
可申請者等の同意がある場合は、省略できることとする。

2 変更時期

令和8年4月1日(水)受付分から

3 対象となる申請・届出

- ・建設業許可新規申請、許可換え新規申請
- ・譲渡及び譲受け、合併、分割、相続の認可申請
- ・毎事業年度終了後の届出(決算変更届)

4 手続方法

納税証明書の代わりに、「長野県税の納税情報の確認に関する同意書」を提出

(問合せ先)

担 当 長野県建設部建設政策課
建設業担当 中澤

電 話 直通 026-235-7291

ファクシミリ 026-235-7420

電子メール kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp